

EU：預金保険指令の改正

澤井 豊¹
鬼頭 佐保子²

EUでは、2014年4月に預金保険指令（Deposit Guarantee Scheme Directive：DGSD）が改正された。今回の改正は、1994年の制定以来、2回目となる。前回の改正は、世界的な金融危機を受けて2009年に行われ、保護限度額の引き上げなど一部の項目の改正に止まっていたが、今回は全面的な改正が行われた。特に、払い戻しや資金調達、預金者への周知など預金保険制度の実務に関する規定が詳細化されたほか、クロスボーダー破綻における預金保護に関連する規定も整備された。さらに、世界的な金融危機を経て預金保険制度が破綻処理制度との結びつきを強めたことを受けて、同時に成立した銀行再建・破綻処理指令（Bank Recovery and Resolution Directive：BRRD）との関連も有している。

本稿では、同指令の改正の内容を紹介し、改正の特徴などを解説するとともに、金融機関の破綻処理との関係や今後の課題についても整理する。

目次

1. 預金保険指令の改正の経緯
2. 改正預金保険指令の概要
 - (1) 適用範囲・メンバーシップ
 - (2) 付保対象預金・保護限度
 - (3) 付保預金の払い戻し
 - (4) 基金の資金調達
 - (5) 基金の使用
 - (6) クロスボーダーでの払い戻し
 - (7) 預金者への周知
3. 今後の課題など
4. おわりに

参考1：Icesave問題を巡るEFTA裁判所の判決

参考2：EBAによる保険料の算出手法に関するガイドライン

参考3：預金者への周知を図るための情報提供

参考4：EU加盟国における保護限度額（1人当たりGDP比）

¹ 預金保険機構・国際統括室参事役（E-mail: yutaka-sawai@dic.go.jp）。

² 預金保険機構・国際統括室調査役（E-mail: sahoko-kito@dic.go.jp）。

本稿の執筆は個人の資格で行ったものであり、意見にわたる部分は筆者らに属し、預金保険機構の公式見解を示すものではない。

1. 預金保険指令の改正の経緯

EU では、1992 年に欧州連合条約（マーストリヒト条約）が締結され、経済通貨同盟（Economic and Monetary Union : EMU）を構築することにより域内の経済統合の強化を図ることとし、預金保険制度に関しても、1994 年 5 月に預金保険指令³が制定された。指令では、1986 年の欧州委員会（European Commission）による勧告⁴が望ましい成果を挙げていないとの認識を受けて、各国が預金保証スキーム（deposit guarantee schemes）⁵を確実に整備すること、保護限度額は最低 2 万ユーロ⁶以上とし、本店が設立された国（ホーム国）の預金保険制度が他の EU 加盟国に所在する支店の預金を保護することなどが規定された。

（金融危機への緊急対応措置としての 2009 年改正）

指令の制定を受けて各国で預金保険制度の導入・整備が進められたが、2007 年以降の世界的な金融危機において、金融セーフティネットとしての預金保険制度が十分に機能せず、預金者の信用不安が広がったことを受け、早急な対応が必要との認識が広く共有されるに至った。

こうしたことから、2008 年 10 月の EU 財務相会議において保護限度額の引き上げが合意され、その後欧州委員会が提案した改正指令案が、一部修正の上で欧州議会（European Parliament）と欧州閣僚理事会（Council of the European Union）で採択された⁷（2009 年 2 月）。

2009 年に改正された指令⁸は、金融危機への緊急対応措置として、①保護限度額の引き上げ（最低 2 万ユーロ→2009 年 6 月末までに最低 5 万ユーロ→2010 年末までに一律 10 万ユーロ）、②付保預金の払い戻しの迅速化（3 か月程度→20 営業日）、③2010 年末までの共同保険（Co-Insurance）⁹の廃止、をその内容としていた。

しかしながら、こうした改正のみでは、金融機関のクロスボーダー業務の拡大に対応した制度設計がなされていないなど、EU レベルで取り組む中長期的な課題が存在し続けていることも認識されており、預金保険指令のさらなる改正に向け、引き続き検討することとなった。

³ Directive 94/19/EC of the European Parliament and of the Council of 30 May 1994 on deposit-guarantee schemes
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1424330370787&uri=CELEX:31994L0019>

⁴ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1424330801309&uri=CELEX:31987H0063>
勧告では、預金保険制度を未導入の加盟国に対して制度の導入を求め、既に導入している加盟国には、いっそうの制度整備を求めている。

⁵ EU 内では、預金保険制度は Deposit Insurance System, Deposit Guarantee Scheme, Financial Compensation Scheme など、さまざまに呼ばれるが、EU 機関では Deposit Guarantee Scheme（DGS）と表記しており、本稿でも DGS を預金保険制度の意味で使用する。

⁶ 1979 年 3 月の欧州通貨制度（EMS）の発足以降、2002 年に正式にユーロが共通の法定通貨として導入されるまで、共通通貨計算単位として ECU（エキュ）が使用されていた。1994 年制定の預金保険指令では、2 万エキュと記されているが、2009 年の改正指令（前文 3）において 2 万ユーロとして認識されている。

⁷ EU の立法プロセス（指令・規則など）では、基本的に欧州委員会が提出した法案を、欧州議会と欧州閣僚理事会が共同で採択する。議会と理事会のいずれかが同意しない場合、法案は廃案となる。

⁸ Directive 2009/14/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 2009 amending Directive 94/19/EC on deposit-guarantee schemes as regards the coverage level and the payout delay
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32009L0014>

⁹ 共同保険は、預金保険機関が保護範囲内の預金の全額を保護するのではなく、その一部（例えば 90%）を保護し、その他の部分（例えば 10%）は預金者が負担するもの。

BOX 1 : 預金保険指令の改正に関する市中協議

欧州委員会は 2009 年 5 月に市中協議文書¹⁰を公表し、預金保険指令の改正に関する意見を募集した。協議文書での質問は 40 項目に及び、指令改正そのものの是非を問うものから、適切な保護限度額とその例外、付保対象となる預金商品や預金者の範囲、付保預金の払い戻しの方法やその期間、クロスボーダー破綻への対応、基金の資金調達、単一預金保険制度（pan-EU DGS）の設立の是非を問うものまで幅広い問題意識が示されている。

これに対して寄せられた回答の多くは、EU 域内の基準を調和させ、域内の競争上の公平性を確保する観点から指令の改正は必要とした。また、保護限度額の引き上げや付保対象となる預金者の範囲の統一、保険料の事前徴収、可変料率の導入、預金保険機関が必要に応じて政府や中央銀行等から追加的な資金調達を行うことなどを支持する意見が多く見られた。一方で、付保対象となる預金商品の種類やクロスボーダーの問題、各国の預金保険機関の任務など、金融機関だけでなく、預金者への対応が慎重に求められる部分については、意見の相違が見られた。

（欧州委員会による改正案の提案）

欧州委員会は、2010 年 7 月に預金保険指令の包括的な改正案を提案した。改正案は、①保護限度額を 2010 年末までに一律 10 万ユーロとし、通貨の種類及び企業規模にかかわらず、金融機関及び公的機関を除く全ての預金者の預金¹¹を付保対象とする、②迅速な払い戻し（2010 年末までに 4 週間、2013 年末までに 7 日以内）、③クロスボーダーでの払い戻しを行う際の対応（ホスト国が代理で払い戻しを行う）の明確化、④預金者に対する情報提供の強化、⑤長期的かつ責任ある資金調達手段の確保、などを主な内容としていた。また、預金保険制度の加盟金融機関が拠出する保険料（contributions）については、個別金融機関のリスクに応じた料率（可変料率）が提案された。

（その後の経緯）

欧州委員会の提案を受け、欧州議会は 2012 年 2 月に原案を修正の上で決議し¹²、欧州議会と欧州閣僚理事会の調整に入った。

その後、2012 年 6 月には、欧州理事会（European Council）が「銀行同盟」（Banking Union）の創設を提唱し、欧州委員会は、預金保険制度に密接に関係する金融機関の破綻処理に関し「銀行再建・破綻処理指令（Bank Recovery and Resolution Directive : BRRD）」を提案した。

また、当時は金融安定理事会（Financial Stability Board : FSB）などで金融機関の破綻処理

¹⁰ http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/docs/2009/deposit_guarantee_schemes/consultation_dgs_2009_en.pdf

¹¹ 但し、投資商品、債務証券（debt certificates）は対象外。

¹² <http://www.europarl.europa.eu/news/en/news-room/content/20120216IPR38344/html/EP-adds-pressure-to-break-deadlock-on-bank-deposit-guarantee-schemes-directive>

を巡る国際的な議論が並行して行われており、こうした状況も踏まえて預金保険指令に関する協議・調整が継続された結果、2013年12月に欧州議会と欧州閣僚理事会が政治的な合意に達した¹³。最終的に合意された主な事項は、①10万ユーロの保護限度額の共通化、②付保預金の払い戻し期間の段階的な短縮、③資金調達手段に係る事項（基金の事前積立目標¹⁴の導入、事前徴収及び事後賦課も含む他の資金調達手段の確保）、④リスクに応じた保険料の算出、⑤預金者に対する情報提供の強化、などである。

合意を受け、2014年4月に欧州議会で改正指令案が採択され¹⁵、6月にEU官報（Official Journal of the European Union）に掲載された¹⁶。改正指令は、原則として2015年7月3日より施行され、段階的な導入が認められている規定についても、遅くとも2016年5月31日までに各国の国内法に法制化されることが義務付けられている。

2. 改正預金保険指令の概要

改正された預金保険指令（以下「改正指令」）は、全体で23条からなり、以下のような構成になっている。

- 第1条 適用事項および範囲（Subject matter and scope）
- 第2条 定義（Definitions）
- 第3条 所管当局等（Relevant administrative authorities）
- 第4条 公認、メンバーシップ及び監督（Official recognition, membership, and supervision）
- 第5条 付保対象預金（Eligibility of deposits）
- 第6条 保護レベル（Coverage level）
- 第7条 払い戻し額の決定（Determination of the repayable amount）
- 第8条 払い戻し（Repayment）
- 第9条 預金保証スキーム（DGS）に対する請求（Claims against DGSs）
- 第10条 DGSの資金調達（Financing of DGSs）
- 第11条 基金の使用（Use of funds）
- 第12条 DGS相互間の貸出（Borrowing between DGSs）
- 第13条 DGSに対する保険料の計算（Calculation of contributions to DGSs）
- 第14条 EU内の協力（Cooperation within the Union）
- 第15条 第三国で設立された金融機関の支店（Branches of credit institutions established in third countries）
- 第16条 預金者に対する情報提供（Depositor information）
- 第17条 認定された金融機関リスト（List of authorized credit institutions）

¹³ http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-1176_en.htm

¹⁴ 付保預金の0.8%を10年で積み立てる。

¹⁵ http://europa.eu/rapid/press-release_STATEMENT-14-119_en.htm?locale=en

¹⁶ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0049&from=EN>

第 18 条 委任の実行 (Exercise of the delegation)

第 19 条 経過規定 (Transitional provisions)

第 20 条 指令の国内法化・実施 (Transposition)

第 21 条 (旧指令の) 廃止 (Repeal)

第 22 条 (改正指令の) 発効 (Entry into force)

第 23 条 (改正指令の) 名宛国 (Addresses)

(1) 適用範囲・メンバーシップ

改正指令は、預金保証スキーム (Deposit Guarantee Scheme : DGS)¹⁷ の設立及び機能に関連する規則と手続を規定する (1 条 1)。1994 年に制定された預金保険指令 (以下「改正前指令」) では、3 条において「各国の領域内において、1 つあるいは複数の DGS を導入し公認しなければならない」とし、それらを指令の適用対象としているが、改正指令では、次の 3 つの類型を DGS と定義し、指令の対象としている (1 条 2 及び 2 条 1 (1))。

(a) 法定された DGS

(b) 公式に DGS と認定される契約上の DGS¹⁸

(c) 公式に DGS と認定される IPS¹⁹

以上から、「公式に DGS と認定されない契約上の DGS」及び「公式に DGS と認定されない IPS」は改正指令の対象にはならない (1 条 3)。

また、改正指令においても、改正前指令と同様に、各国は、領域内に一つあるいは複数の DGS を導入しなければならない (4 条 1)²⁰、各国において認可された金融機関は、公式に DGS と認定されるスキーム (上記の (a) から (c) のいずれか) に加盟していなければ預金の受け入れをしてはならない (4 条 3)。加盟金融機関は、DGS の要請に応じて、預金者への払い戻しに必要な全ての情報 (付保預金の特定に関する情報を含む) を提供しなければならない (4 条 8)。

¹⁷ 預金保険制度と同義であり、加盟金融機関が預金の払い戻しができない場合に、預金保険機関が付保預金を払い戻すという機能を果たす。また、「DGS」は預金保険制度 (スキーム) とともに、制度の運営主体である預金保険機関を意味するものとしても使用される。

¹⁸ 例えばドイツでは、民間商業銀行と公的銀行を対象とした強制加盟の預金保険制度がそれぞれあるが、強制加盟の預金保険制度の保護限度額 (10 万ユーロ) を超える預金の保護を目的とした任意の預金保険制度 (voluntary DGS) もそれぞれ存在し、これらは「契約上の DGS」と分類される。

¹⁹ 業界の相互支援制度 (Institutional Protection Scheme : IPS)。破綻防止を目的とした金融機関グループ (同じ業態など) による相互援助制度で、特にドイツで複数の IPS が見られる。1994 年制定の預金保険指令では、預金保険制度 (DGS) と同等以上の預金者への保護を提供し、金融機関そのものを保護する制度 (IPS) に加盟している金融機関は預金保険制度 (DGS) への加盟を免除することができるとされていたが、改正指令では IPS を DGS と認定されるものとされないものに明確に区分した。

²⁰ 但し、各国レベルで設立された DGS の統合やクロスボーダーでの DGS の設立の可能性は排除されていない (4 条 1)。

(2) 付保対象預金・保護限度

(預金の定義及び付保対象預金)

改正指令は、預金を以下のように定義する（2条1(3)）。

預金とは、当該金融機関が法律上・契約上の払い戻し義務を負う口座にある残高（credit balance）で、普通預金（savings deposits）や定期預金（fixed-term deposit）が含まれるが、以下は除かれる。

- (a) オプション・スワップなどの金融商品（financial instruments）²¹
- (b) その元本が額面で（at par）で支払われないもの
- (c) 当該金融機関や第三者による特定の保証や合意に基づく場合のみに、その元本が額面で支払われるもの

以上から、いわゆるデリバティブ商品は預金に該当せず、その元本が額面で払い戻されることが預金としての必要条件になる。

次に、定義された預金のうち、付保対象から除かれる預金などは以下の通りである（5条1）

- (a) 他の預金取扱金融機関による預金
- (b) 当該金融機関の自己資本（own funds）²²
- (c) マネーロンダリングに関する預金
- (d) 金融機関（financial institutions）による預金
- (e) 投資会社（investment firms）による預金
- (f) 保有者が不明である預金
- (g) 保険引受・再保険引受による預金
- (h) 集団的投資引受（collective investment undertaking）による預金
- (i) 年金及び退職基金による預金
- (j) 公的当局による預金
- (k) 金融機関が発行した債務証券（debt securities）等

以上から、いわゆる金融機関預金や公的当局の預金は付保対象から除かれる²³が、法人の預金には特に制限が設けられていないため、原則として、全ての個人（retail）・法人（business）の預金は付保対象となる。また、我が国では外貨預金は付保対象外の預金であるが、改正指令では通貨による制限はない。

²¹ 金融商品の具体的な内容は、Directive 2004/39/EC of the European Parliament and of the Council of 21 April 2004 on markets in financial instruments amending Council Directives 85/611/EEC and 93/6/EEC and Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 93/22/EEC (<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32004L0039&rid=6>)のAnnex I中のSection Cを参照。

²² 「own funds」は「Tier 1 資本」と「Tier 2 資本」の合計と規定されており（point (118) of Article 4(1) of Regulation(EU) NO 575/2013）、いわゆる資本性証券が含まれる。

²³ 但し、年金スキーム及び小規模な地方当局（local authorities）の預金は例外的に付保対象となる（5条2）。

(保護限度額)

保護限度額は、1 預金者ごとに 1 金融機関あたり 10 万ユーロ²⁴ (利息は内数²⁵) である (6 条 1)。

但し、例外規定 (6 条 2) として、

- (a) 個人の所有住宅に関連した取引から発生する預金
- (b) 各国の法律で認められた特別のライフイベント (結婚・離婚・退職・解雇・失業・就業不能・死亡など) に関連する預金
- (c) 各国の法律で認められた保険金の支払や犯罪・違法行為に対する補償金に基づく預金の 10 万ユーロを超える部分 (temporary high balance) については、預け入れ後、少なくとも 3 か月 (但し最長 12 か月)、一定限度まで保護されることが規定されている²⁶。

(3) 付保預金の払い戻し

(払い戻し期間の短縮)

預金保険制度は、加盟金融機関が預金の払い戻しができなくなった場合に、預金保険機関 (DGS) が付保預金を預金者に払い戻す²⁷ことをその基本的な機能とするが、改正指令は、現状の払い戻し期間 (20 営業日)²⁸は預金者の信頼を維持する必要性に反して (run counter) おり、預金者のニーズも満たしていないとの認識から、払い戻しの期間は 7 営業日に短縮されるべきとする²⁹。しかし、そのための態勢整備を短期間で行うことは各国の事情もあることから、現実的な対応として 2023 年末までの移行期間を設けている。具体的には、付保預金の払い戻しの所要日数を、現在の 20 営業日から段階的に短縮し、2024 年までに 7 営業日までとする (8 条 1・2)³⁰。また、共同名義口座 (joint account) に関しては、払い戻しの期間を延長することができるが、破綻から 3 か月を越えてはならない (8 条 3)。

尚、2023 年末までの移行期間中においては、預金者の生活費をカバーするために付保預金のうち適切な金額 (具体的な金額は各国で決定) にアクセスできるようにすることを規定している (8 条 4)³¹。

²⁴ ユーロを使用していない EU 加盟国については、最初は 10 万ユーロを 2015 年 7 月 3 日時点の為替レートで換算した金額が保護限度額として適用される。その後は、5 年ごとに調整が行われる (6 条 5)。

²⁵ 7 条 7

²⁶ これらの具体的な保護期間や保護限度額は各国が決定する。

²⁷ DGS が預金者に払い戻しを行った場合、当該金融機関の清算 (winding up) および再生手続 (reorganization) において、DGS は同額の代位権 (right of the subrogation) を有する (9 条 2)。

²⁸ 2009 年の一部改正により、払い戻し期間は「3 か月程度」から「20 営業日」に短縮された。

²⁹ 前文 (38)

³⁰ 2018 年末までは 20 営業日、2019 年から 2020 年末までは 15 営業日、2021 年から 2023 年までは 10 営業日。

³¹ 我が国における「仮払い」に相当する。改正指令では、これにより払い戻された金額は、後日に払い戻し可能となる金額から控除される (8 条 4)。

一方、以下の預金については、払い戻しが遅れる場合がある（8条5）。これらは、権利者が確定していないなどの理由により、短期間で払い戻しが行えないことが想定される預金として特定されている。

- (a) 払い戻しを受ける権利者が確定していない預金、法的係争の対象である預金
- (b) 当該預金が、政府あるいは国際機関の制裁対象である預金
- (c) 過去24か月以内に取引が行われていない預金（休眠状態にある預金）
- (d) 6条2（前出）に規定する一時的な高額預金（temporary high balance）
- (e) 他のEU加盟国に本店を有する金融機関の支店で、支店が所在する加盟国（the host Member State）のDGSにより払い戻される預金³²

（払い戻し通貨）

払い戻しにあたって、DGSは預金者に払い戻し通貨を通知するが、払い戻し通貨については、以下のように定められている（6条4）。

- (a) DGSが所在する加盟国の通貨
- (b) 口座保有者が居住する加盟国の通貨
- (c) ユーロ
- (d) 預金口座の通貨
- (e) 口座が所在する加盟国の通貨

（払い戻し金額の算定）

付保預金の払い戻しのためには、まず、払い戻し金額を算定しなければならない。改正指令では、払い戻し金額について、1預金者ごとに1金融機関あたり10万ユーロの上限が適用される³³こと（7条1）、金額の算定に当たり、共同名義口座（joint account）について、特段の規定がない場合には、原則として当該口座は預金者間で等しく配分されること（7条2）が示されている。

また、迅速な払い戻しを行う観点から、払い戻しにあたって預金者からの請求は不要であり（8条6）、過去24か月以内に当該預金に係る取引がなく、払い戻しをする際に生じる事務コストを下回る価値しかない（少額の）預金は払い戻しを行うべきでないと規定している（8条9）。

尚、払い戻しにあたって、預金者（破綻金融機関に対する債権者）が既に期限が到来している負債³⁴を当該金融機関に対して有している場合、各国の国内法等に従い、相殺（set off）することができる（7条5）。これは、迅速な払い戻しを確保するため、期限が到来してい

³² EUにおいては、預金保険指令に基づき、EU域内に本店を有する金融機関のEU域内支店の預金は、本店所在地（ホーム国）のDGSが保護する。後述するように、支店が所在する加盟国のDGSは、ホーム国のDGSの指示のもとに付保預金の払い戻しを行う。

³³ 破綻日までの利息で付利されていない利息（経過利息）は、払い戻し対象であるが、元本と合わせ、保護限度額（10万ユーロ）を超えない（7条7）。

³⁴ 破綻時点で債務者が期限の利益を失っている状態にある。

る負債は相殺可能（逆に、それ以外の債権・債務については相殺を行わずに払い戻すことが可能）である旨の規定と思われるが、各国の法制度の違いに配慮し、「各国の国内法等に従い」との条件が付されている。

(4) 基金の資金調達

(事前積立による預金保険基金)

改正指令では、預金者が等しく高い保護レベルを享受する観点から、各国の預金保険機関（DGS）に、事前積立により預金保険基金（以下「基金」）を積み立てること、また事前積立による基金の目標レベル（ex-ante financial target level）の調和が必要とされた。

DGS は、潜在的な負債（potential liability）に応じた目標レベルまで、加盟金融機関による保険料（contributions）³⁵を原資として利用可能な金融手段（available financial means）³⁶を積み立てる（10条1）。

基金は、付保預金（covered deposits）の少なくとも0.8%に相当する水準³⁷を2024年7月3日までに積み立てる。付保預金の払い戻しなどにより、基金が目標レベルを満たさなくなる場合には保険料の徴収を再開（resume）³⁸し、特に、その水準が目標レベルの3分の2以下（0.8%の場合で約0.53%）に落ち込んだ場合には、加盟金融機関が支払う定期的な保険料（regular contribution）は、6年以内に目標レベルを回復することが可能なように定めなければならない（10条2）。さらに、基金が払い戻しに不足する場合には、加盟金融機関は付保預金の0.5%を超えない範囲内で特別保険料（extraordinary contribution）を支払わなければならない（10条8）³⁹。

(リスクに応じた保険料)

加盟金融機関が負担する保険料は付保預金（covered deposits）と当該金融機関が負うリスクの程度（degree of risk）に基づく（13条1）。但し、指令はそれ以上の詳細な算定手法を示しておらず、欧州銀行監督機構（European Banking Authority：EBA）⁴⁰に対し、各国での

³⁵ 加盟金融機関は、少なくとも毎年（at least annually）保険料を支払う。

³⁶ 「利用可能な金融手段」（available financial means）は、現金、預金、8条1の払い戻し期間（最終的には破綻日より7営業日以内）を越えることなく換金できるリスクの低い資産、10条3に定める限度を上限とする支払コミットメント（2条1（12））。

³⁷ 0.8%は最低水準であり、各国の裁量により、これを上回る目標水準を設定することも可能。また、後述のように、欧州委員会の承認により、これを下回る目標水準を設定することも可能。

³⁸ いったん目標レベルに達し、それ以降には保険料の徴収を行わない可能性が想定されていると思われる。

³⁹ さらに、例外的な状況において監督当局の同意があればDGSは（加盟金融機関に対し）さらに高い保険料を求めることができる。

⁴⁰ EBAは欧州金融監督制度（ESFS）の一環として2011年に設立され、拘束力のある技術的基準（Binding Technical Standards：BTS）やガイドラインの策定を通じて、銀行分野におけるEUの単一ルールブック（Single Rulebook）を作成することを主な業務としている。「拘束力のある技術的基準」とは、EUの規制文書（指令や規則）における詳細を規定した法令であり、ガイドラインや勧告と比べて法的拘束力があり、全ての加盟国に直接適用が可能である。

指令の整合的な適用を確保するため、保険料の算定に関するガイドライン⁴¹を2015年7月3日までに制定しなければならないと規定している（13条3）。

この規定を受け、EBAは、2014年11月に保険料の算出手法に関するガイドライン案について市中協議を行い⁴²、2015年5月28日に最終ガイドラインを公表した⁴³（参考2を参照）。

EBAはガイドラインの策定にあたり、リスクに応じた保険料体系を採用しているEEA（欧州経済圏）10か国の実態調査を行った。その結果、保険料の算定にあたり、単独のリスク指標に基づく国（スウェーデンなど）、複数のリスク指標を等しいウェイトで評価する国（フランス）、複数のリスク指標を異なるウェイトで評価する国（ドイツなど）など、各国でリスク指標やそのウェイト付けが異なることが明らかとなった。

次に、EBAは3種類のテスト・システムを開発し、各国レベルでの適合性を検証するため、24か国でテストを実施した。テスト結果及び関係者からのコメントを受け、EBAは「資本」「流動性・資金調達」「資産の質」「ビジネスモデル・マネジメント」「DGSにとっての潜在的な損失」の5つのリスク・カテゴリーを設定し、このうち「DGSにとっての潜在的な損失」は、「付保預金対比での担保差入れされていない資産 < (Total Assets – Encumbered Assets) / Covered Deposits >」をコアとなるリスク指標として採用した⁴⁴。

このようなリスク・カテゴリーを用いて集計されたリスク・ウェイトは、基準料率の50%～200%のレンジとされている。

（例外規定）

改正指令では、各国での事情の違い⁴⁵に配慮し、DGSの資金調達について、いくつかの例外規定が置かれている。

まず、保険料の徴収に関し、加盟金融機関からの現金による納付に代えて、基金残高の30%の範囲内でペイメントコミットメント（payment commitment）⁴⁶を含めることができる（10条3）。また、システミック・リスク等に関して既に加盟金融機関による強制的な拠出（mandatory contribution）が国内で行われている場合、当該スキームに対する拠出金を基金への拠出に算入でき（10条4）、後述するように、他の加盟国（基金）からの借入等による資金調達も可能になっている（Box2を参照）。

次に、目標レベルについては、付保預金の保護のために基金が実質的に使用される見込

⁴¹ ガイドラインには、算定式、特定された指標、金融機関のリスク分類、特定のリスク分類に割り当てられたリスク・ウェイトの閾値、その他の必要な要素を含む（13条3）。

⁴² <http://www.eba.europa.eu/-/eba-consults-on-methods-for-calculating-contributions-to-deposit-guarantee-schemes>

⁴³ <http://www.eba.europa.eu/-/eba-publishes-guidelines-on-contributions-and-payment-commitments-to-deposit-guarantee-scheme>

⁴⁴ 「担保差入れされていない資産」の程度に関しては、金融機関の破綻処理においてDGSにとっての潜在的な損失に直接的に影響するとして多くの関係者がリスク指標として採用することに賛成したと説明されている。

⁴⁵ 例えば、指令が改正された2014年4月時点で、英国・イタリアなどは保険料の事前積立制度を採用していない。

⁴⁶ ペイメントコミットメントは、低リスクかつ第三者に担保差入れされていない資産によって完全に担保されたDGSに対するコミットメント（2条13）。ペイメントコミットメントに関する最終ガイドラインは、保険料の算定手法に関する最終ガイドラインとあわせて公表された。（2015年5月28日）

みが低いと判断され、かつ金融市場が高度に集中している場合（in a highly concentrated market）には、欧州委員会の承認を得て、0.5%を下回らない範囲内で、より低い目標レベルを設定することができる（10条6）。

さらに、加盟金融機関による定期的な保険料（regular contribution）は、ビジネス・サイクルの局面や保険料のプロ・シクリカルな（procyclical）なインパクトを適切に考慮するとの留保条件が付され（10条2）、基金の不足によって加盟金融機関が特別保険料を負担しなければならない場合であっても、監督当局（competent authority）は、特別保険料の徴収が金融機関の流動性や支払能力を危険にさらす場合、特別保険料の全額あるいは一部の徴収を延期することができる（10条8）。

BOX 2 : DGS 間の資金貸与

改正指令では、EU 加盟国の DGS は、払い戻しに必要な資金調達ができない場合、他の加盟国の DGS からボランタリー・ベース（on a voluntary basis）で資金貸与を受けることができることが規定された（12条1及び2）⁴⁷。但し、資金貸与については、以下の条件がある。

- ①貸与総額は、貸与を受ける DGS の付保預金の 0.5%を超えてはならない。
- ②貸与を受けた DGS は、5年以内に返済しなければならない。返済は分割（年払い）が可能であり、利息は元本返済時にのみ賦課される。
- ③貸付利率は、少なくとも、貸付期間中の欧州中央銀行（ECB）の限界貸付ファシリティ（Marginal lending Facility）の金利相当でなければならない。
- ④貸付を行う DGS は、貸付開始時の金利と貸付期間を EBA に報告しなければならない。

(5) 基金の使用

改正指令では、金融機関が破綻した場合に、預金者に対する払い戻しのために基金を使用することを第一とする（11条1）としながらも、破綻処理当局⁴⁸が、ある金融機関に対して破綻処理の措置を採らない場合であって、一定の条件を満たす場合にはその破綻防止のために基金を使用することが可能⁴⁹と規定している（11条3）。また、通常の倒産手続き（normal insolvency proceedings）において、預金者の付保預金へのアクセスを確保する目的で（DGS 自らが払い戻す以外に）資産・負債の移転や預金の移転などのために基金を使用することも可能としている（11条6）。

⁴⁷ 2010年7月の欧州委員会による改正案では、DGSの相互借入制度が明示的に提案されていたが、最終的には資金貸与は「ボランタリー・ベース」で行うと規定された。

⁴⁸ 監督当局や中央銀行、財政当局などにより構成されるが、預金保険機関（DGS）は、破綻処理当局に必ずしも含まれない。

⁴⁹ 本規定は、金融機関の破綻時に預金者への付保預金の払い戻しを主な目的とする DGS よりも、破綻防止を目的とする IPS を念頭においた規定と思われる。

金融機関の破綻処理は、預金保険指令ではなく 2014 年 4 月に成立した銀行再建・破綻処理指令（Bank Recovery and Resolution Directive : BRRD）⁵⁰に基づく。BRRD により、各国は預金保険基金とは別に、金融機関の破綻処理のための破綻処理基金（Resolution Fund）を設立するが、BRRD による破綻処理に預金保険基金を使用することについては、改正指令・BRRD の両方に規定されており、預金保険基金が金融機関の破綻処理に一定の役割を果たすこととされている（11 条 2⁵¹。BRRD109 条）。

BRRD では、金融機関の破綻処理ツールとして、①事業売却、②承継機関、③資産分離、④ベイルイン（債務の資本への転換や元本削減）の 4 つのツールが規定されている。このうち、ベイルイン・ツールが使用される場合、付保預金はベイルインの対象とならない⁵²が、仮に付保預金がベイルイン対象であったならば債務超過解消のために削減されるであろう額について、通常の倒産手続きにより預金者へ補償を行う⁵³場合に被るであろうと見込まれる損失額の範囲内で、破綻処理の財源として、預金保険基金が使用される⁵⁴。

また、ベイルイン・ツール以外の破綻処理ツールが使用される場合、DGS は、各国の国内法による通常の倒産手続きにおいて、付保預金者が、同順位の債権者と同等の損失を被ると仮定する場合に見込まれる損失額を負担する⁵⁵。

但し、BRRD（108 条）では、破綻処理における債権者への弁済に関し、付保預金が最優先、次に個人・中小企業の預金が優先されるという 2 段階の「預金者優先」（Box3 を参照）が規定されており、ベイルイン・ツールが使用される場合、付保預金は、付保預金に劣後する金融機関の債務がベイルインの対象となった後にのみベイルインの対象となることから、預金保険基金が負担を求められるケースは限定的なものと考えられる⁵⁶。また、それ以外のツールが使用される場合も、「通常の倒産手続きにより預金者へ補償を行う場合に被るであろうと見込まれる損失額」が負担額の上限とされていることから、DGS に付保預金の払い戻しコストを超える負担が生じる可能性は低いと言えよう。

⁵⁰ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1423711469550&uri=CELEX:32014L0059>

⁵¹ 11 条 2 では、DGS の金融手段（基金）は、EU 指令 2014/59/EU（BRRD）109 条に従い、金融機関の破綻処理の資金調達のために使用され、破綻処理当局は、DGS との協議を経て、DGS が負担する金額を決定するとされている。

⁵² BRRD44 条 2

⁵³ 付保預金を払い戻すことと同義。

⁵⁴ BRRD109 条 1

⁵⁵ DGS の負担額は、いかなる場合においても、預金保険基金の目標レベルの 50%を超えないものとするが、加盟国は、自国の銀行セクターの特性を考慮し、50%以上の割合を設定することが可能である（BRRD109 条 5）。

⁵⁶ 尚、BRRD では、ベイルインの適用時、(a) 債務超過の解消に達するまでの債務等の削減、(b) 十分な資本を再構築するまでの負債の資本への転換、を通常の倒産手続きにおける優先順位に基づいて行う旨を規定している（46 条、48 条）が、DGS は、ベイルインの適用時に (b) の資本再構築のコストに対する拠出は行わない（109 条 1）。

BOX 3 : 銀行再建・破綻処理指令 (BRRD) における預金者優先の規定

預金者優先 (Depositor Preference) は、他の無担保非優先債権に対して、預金の弁済順位を優位に設定するものであり、一般的には、預金者の預金保護に対する信頼維持に繋がり、DGS にとっても、付保預金の払い戻し費用を抑える効果が期待できる。

但し、預金者優先には、一般預金者優先 (General depositor preference : 預金者全てが優先)、自国預金者優先 (National depositor preference : 自国の預金者のみが優先され、在外支店の預金は非優先)、付保対象預金者優先 (Eligible depositor preference : 付保対象預金の預金者が優先)、付保預金者優先 (Insured depositor preference : 付保対象預金のうち保護限度内の部分に係る預金者が優先) などのさまざまなバリエーションがあり、どれを選択するかによって、その効果は異なりうる。また、預金者優先の導入は、弁済順位が不利になる債権者にとって、損失負担のリスクに見合う担保の徴求や満期までの期間短縮などにより債権保全を図ろうとするインセンティブとなることにも留意する必要がある。

預金者優先の導入の是非については、FSB の Key Attributes (金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性) に関する市中協議 (2011 年 7 月)⁵⁷ のディスカッション・ノートにおいて意見が募集されたが、最終的には Key Attributes に明示されることはなかった。また、2012 年 6 月に欧州委員会が BRRD を提案した際にも、預金者優先に関する規定はない。

しかし、その後の協議において預金者優先の導入が検討され、既に預金者優先を導入していた EU 加盟国も存在していた⁵⁸ ことなどから、最終的には、付保預金が最優先、次に個人・中小企業の預金が優先されるという 2 段階の預金者優先が規定された。

[BRRD108 条の抄訳]

倒産処理における預金の優先順位 (Ranking of deposits in insolvency hierarchy)

加盟国は、通常の倒産手続きに係る各国の国内法において、以下の点を確実にするものとする。

- (a) 以下は、通常は無担保非優先債権の請求権より優位のものとして、同順位で扱われる。
 - (i) EU 指令 2014/49/EU (預金保険指令) で規定される保護範囲を超えた、自然人及び中小企業 (micro, small and medium-sized enterprises) の付保対象預金 (eligible deposits)
 - (ii) EU 域内で設立された金融機関の EU 域外の支店の預金であって、EU 域内の支店を通じて預けられていれば、自然人及び中小企業の付保対象預金となるであろう預金⁵⁹
- (b) 以下は、上記 (a) より優位のものとして、同順位で取り扱われる。
 - (i) 付保預金 (covered deposits)
 - (ii) 付保預金者に代位した DGS

⁵⁷ http://www.financialstabilityboard.org/wp-content/uploads/r_110719.pdf

⁵⁸ ECB によれば、2012 年時点でブルガリア、ギリシャ、ラトビア、ハンガリー、ポルトガル、ルーマニアが預金者優先を導入していた。

⁵⁹ (i) 及び (ii) により、EU 域内で設立された金融機関の支店の預金であれば、支店の所在地 (EU 域内か域外か) にかかわらず、同等に優先されることになる。

(6) クロスボーダーでの払い戻し

EU では、EU 域内に本店を有する金融機関が EU 域内に支店形態で進出する場合、当該支店の預金は進出国（ホスト国）でなく本店所在地（ホーム国）の DGS が保護する（14 条 1）。国境を越えてクロスボーダーで活動する金融機関が破綻した場合にも、預金者の所在地にかかわらず、払い戻しは迅速に行われる必要があるため、改正指令では、クロスボーダーで活動する金融機関が破綻した場合の払い戻しに関する規定が全面的に更新された。

具体的には、改正前指令（4 条 1）では、本店所在地（ホーム国）の DGS が他の加盟国に所在する支店の預金者を保護する旨が一般的に規定されていただけであったが、クロスボーダー破綻を含む金融危機を経た今回の改正では、本店所在地（ホーム国）の DGS の指示に従って、進出国（ホスト国）の DGS が付保預金の払い戻しを行うことが規定され、ホーム国・ホスト国の役割が明確化された。

（ホーム国・ホスト国の役割）

ホスト国の DGS は、ホーム国の DGS の指示（instruction）に従って払い戻しを行い、ホーム国の DGS の指示により行う行為について何ら責任を追わない。ホーム国の DGS は、払い戻しを行う前に必要な資金供給を行い、ホスト国の DGS に生じたコストを補償（compensate）しなければならない。ホスト国の DGS は、ホーム国の DGS に代わり（on behalf of）、預金者に通知を行い、預金者から情報を取得する権利を持つ（14 条 2）。ホーム国の DGS とホスト国の DGS は情報交換を行わなければならない（14 条 4）。

また、情報交換を通じた協力強化の観点から、DGS、あるいは、必要に応じて指定当局（designated authorities）⁶⁰は、DGS 間の協力協定（cooperation agreements）を締結すべきであり、締結の事実及びその内容を EBA に報告する（14 条 5）⁶¹。

（第三国で設立された金融機関の支店の取り扱い）

EU 域外に本店を有する（第三国）金融機関が EU 域内に支店形態で進出する場合、各国は、当該支店が、本店所在地の預金保険制度によって預金保険指令と同じ程度の預金保護を行っているかを確認し⁶²、同程度に保護されていない場合、当該支店が業務を行う EU 加盟国の DGS に加盟しなければならないことを規定できる（15 条 1）⁶³。

また、第三国で設立された金融機関の EU 域内支店で、EU 域内の DGS に加盟していない支店は、現在及び将来の預金者の預金保護に関する全ての情報を（加盟国に）提供しなければならない（15 条 2）。

⁶⁰ 改正指令 2 条 1（18）で「本指令に従って DGS を運営している機関、あるいは民間機関が DGS を運営している場合にあっては、本指令に従って該当するスキームを監督するために加盟国により指定された公的機関（public authority）」と定義され、各国は、2015 年 7 月 3 日までに指定当局を特定し、欧州委員会及び EBA に通知する（14 条 7）。

⁶¹ 協定に係る合意の不一致や紛争は EBA に、その解決が付託されることがある。

⁶² 確認にあたっては、少なくとも、改正指令の規定と同様な保護限度額と保護範囲であることを確認する（14 条 1）。

⁶³ 改正前指令 6 条に同様の規定がある。

(7) 預金者への周知

EUでは、金融危機を通じて、預金者が「預金保険制度の存在を知らない」、「制度の存在は知っているが内容を正確に理解していない」ことが明らかとなり、預金保険制度を実効的なものとするために、積極的な情報提供を通じて預金者の正確な理解を図る必要があることが認識された。また、EUでは、前述の通り、EU域内に本店を有する金融機関がEU域内に支店形態で進出する場合、当該支店の預金は進出国（ホスト国）でなく本店所在地（ホーム国）のDGSが保護することから、預金者が、自分の預金がどのDGSによって保護されているかわかりにくいという状況にもある。

こうしたことから、預金者への周知に関し、改正前指令（9条）では、預金者への十分な情報提供を行う旨の一般的な規定にとどまっていたものを、改正指令では、口座開設時に書面（参考3を参照）を交付すること（16条2）⁶⁴などを含む詳細な規定が設けられた。

規定では、預金者の預金が付保対象か否かの情報は、口座開設時のみならず、預金者に送付する口座明細書（statement of accounts）によっても提供される（16条3）。また、DGSのウェブサイトは、預金者が必要とする情報、特に改正指令で想定される預金保護のプロセス及び条件の関連規定に係る情報を含まなければならない（16条3）。預金者がインターネット・バンキングを利用している場合、これらの情報は電子媒体により（by electronic means）伝達されるが、預金者からの依頼があれば書面で（on paper）交付する（16条8）。

3. 今後の課題など

1994年に制定された預金保険指令は全体で16条の簡潔な構造であり、その規定ぶりも一般的な理念を規定したものが多く、このため、預金保険制度の設立や運営に関しては、機能や規模などの点も含めて各国の裁量に任されていた部分が多く、実質的にEU域内で統一されていなかったと評価される⁶⁵。今回の改正によって、クロスボーダーでの払い戻しに関する規定や積極的な情報提供を通じて預金者の制度に対する信頼維持を図る規定など、預金保険制度が実効的に機能するための各種の規定が整備され、EUにおける預金保険制度の調和を図る点で大きく前進したものと言える。また、今回の改正では、EUレベルの監督機関であるEBAが多くの点で指令の規定の実現に関与する⁶⁶ことになっており、指令の内容を統一性をもって確実に適用していく効果が期待される。

⁶⁴ 改正指令 Annex I “Depositor Information Template”を参照。

⁶⁵ 改正指令の前文（6）は、改正前指令は最低限の調和（minimum harmonization）の原則に基づいており、その結果、大きく異なった特徴を有する数多くの預金保険制度がEU域内に存在することになったとしている。

⁶⁶ 改正指令では、EBAの主な役割として、①各種のガイドラインなどの作成・制定、②各国のDGS、指定当局（designated authority）、監督当局（competent authority）との情報共有（EBAに対する報告・通知）、③DGSのストレス耐性（resilience）を検証するためのピア・レビューの実施（少なくとも5年ごと）、④DGSに関連するシステム・リスクの分析に関する欧州システム・リスク理事会（ESRB）との協力、が示されている。

その一方で、今後の課題としては以下が挙げられよう。

第1に、改正指令では、預金保険制度に関する各国のバラつき（fragmentation）が依然として解消されていない。例えば、金融危機を経て、保護限度額は10万ユーロに共通化されたが、10万ユーロの「価値」を1人当たりGDP対比で見ると、ルクセンブルクの125%からブルガリアの1,870%まで開きがある（参考4を参照）。1人当たりの預金量が1人当たりGDPに比例する可能性を考えると、これは、制度が保護する預金者や預金量のカバー率が各国で異なることを意味しよう。また、各国の預金保険機関の機能や規模にも格差が存在している。

第2に、改正指令には、主要な点で各種の例外規定が存在する。そのうちでも、加盟金融機関（ひいては金融セクター）の負担に直結する預金保険基金の資金調達においては、事前積立の基金規模の目標レベルについて、付保預金の0.8%を原則とするが、一定の条件のもとで0.5%までに引き下げることが可能となっている。また、例外規定により、基金そのものを保有しないことも可能となっている。

英国の健全性監督機構（Prudential Regulation Authority: PRA）⁶⁷は、預金保険指令の改正を受けて、国内法の整備に向けた市中協議文書を公表し（2014年10月）、その結果を受けて預金者保護に関する政策声明書（policy statement）等を公表するとともに、PRA規則の変更を公表した（2015年4月）⁶⁸。この中で、英国の預金保険機関である金融サービス補償スキーム（FSCS）⁶⁹の資金調達に関して、改正指令を根拠に、現行の事後徴収（ex-post）を継続することとした。すなわち、改正指令は、システミック・リスク等に関して既に加盟金融機関からの強制的な拠出が国内で行われている場合、当該拠出を基金への拠出に算入することを認めている（10条4）が、英国で現に徴収されている銀行税（Bank levy）がこの拠出に該当するとするものである⁷⁰。

このような例外規定の存在（特に金融セクターの負担に関連する例外）が、EUにおける金融機関の競争条件を歪めてしまう可能性は否定できないところであろう。

第3に、今回の改正により、預金保険制度は破綻処理制度（BRRD）と関連づけられたが、BRRD（2015年1月から適用開始）に基づく具体的な破綻処理スキームは未だに確立されていない状態にある。特に、新しく導入されたベイルイン・ツール⁷¹については、いつ、どのような場合に、どのような規模で使用されるか不確実であり、ひいては預金保険制度に与える影響も容易に予測できないものになっている。

第4に、指令におけるクロスボーダーの問題の取り扱いに関し、特に払い戻しの点で実

⁶⁷ 英国の中央銀行であるイングランド銀行（Bank of England: BOE）の100%子会社として2011年に設立され、2013年4月から、英国の預金取扱金融機関、保険会社、大規模投資会社のマクロブルーデンス規制を担っている。

⁶⁸ Depositor and dormant account protection(PS6/15), April 2015, Bank of England, Prudential regulation

⁶⁹ Financial Services Compensation Scheme (FSCS)

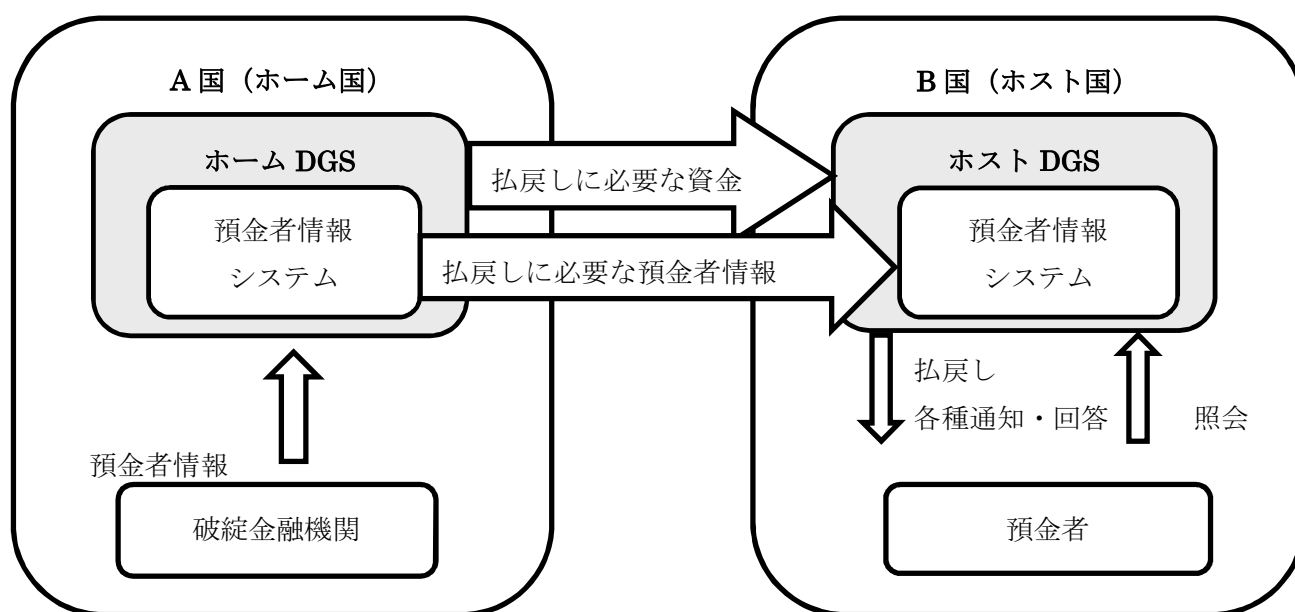
⁷⁰ その他では、付保対象預金者の変更や一時的な高額預金に対する例外的な保護、払い戻し期間の短縮化のスケジュールなどが論点として挙げられている。

⁷¹ 2016年1月からの適用開始が予定されている。

務上の困難が予想される。前述の通り、改正指令では、クロスボーダーで活動する金融機関が破綻した場合、進出国（ホスト国）での払い戻しは、本店所在地（ホーム国）の DGS の指示に従い、ホスト国の DGS が行う。

具体的には、下図のように、ホーム国 A の DGS は、破綻の事実をホーム国 A のみならずホスト国 B（複数の場合もありうる）の預金者にもアナウンスする必要がある。その後、ホスト国 B の DGS は、付保預金の払い戻しに必要な預金者情報（預金者の名称や付保預金額などの情報）をホーム国 A の DGS から受領し、当該情報をもとに払い戻しを行い⁷²、必要に応じて各種の通知⁷³を行う。また、払い戻しにあたっては、預金者やメディアなどからの（電話・電子メール・郵便などのさまざまなツールによる）照会対応が必要となる⁷⁴ほか、払い戻しに先立って、必要な資金をホーム国 A の DGS から受領しておかなければならない。

このように、指令が規定する 7 営業日以内の払い戻しを行うためには、ホーム国・ホスト国の DGS が緊密に協力して多くの課題をクリアする必要があるが、実務的にこれらをもどのように取り扱うかは、EU 域内の DGS 間で未だに協議中⁷⁵の段階であり、一定の結論が得られるまでは、今しばらく時間がかかる模様である⁷⁶。



⁷² ホーム国の DGS とホスト国の DGS の預金者データに整合性がない場合、ホスト国のシステムに預金者情報をインストールする際、データ変換などを行うプロセスが必要となる。

⁷³ 例えば、6 条 2 に規定する例外的に保護される預金などについては、預金者に対して、その取扱いに関して個別に通知する必要があると思われる。

⁷⁴ DGS と預金者の間で使用する言語については 8 条 7 に規定されているが、実務上はホーム国の言語でなく、ホスト国の言語が使用されることが自然であると思われる。

⁷⁵ 例えば、各国の DGS が使用する預金者データを統一化することなどが検討されている。

⁷⁶ 改正前指令を巡るクロスボーダー破綻事例（システム的な危機において保険金が未払いとなった事例）については、参考 1 を参照。

4. おわりに

改正指令の特徴の一つは、各種の見直し規定が導入されていることであり、例えば、EBAは、2019年7月3日までに、保険料の算定手法及び算定手法と加盟金融機関の信用リスクの関連性に関して欧州委員会に報告する⁷⁷他、欧州委員会は、EBAのサポートを得て、改正指令の各国での実施状況に関して欧州議会に対して報告書を作成する（19条6）。

欧州委員会が作成する報告書には、

- (a) 基金の目標レベルの適切性
- (b) 11条3に規定される代替手段（alternative measures）が預金者保護に与えたインパクト及び代替手段と銀行セクターの秩序ある清算手続きとの整合性
- (c) 銀行モデルの多様性に与えるインパクト
- (d) 現在の保護レベルの妥当性

などに関する事項が記載される。

このような見直し規定は、金融機関の破綻状況など、預金保険制度を巡る状況が今後とも変化しうることを想定したものと考えられるが、報告の内容によっては、対応策として新たな立法措置が検討される可能性もある。

また、2015年6月には、EUの5機関の代表⁷⁸が、EUにおける経済通貨同盟（EMU）を深化させ、遅くとも2025年までに完成させるとする野心的な計画（ambitious plan）を公表⁷⁹し、その中で、EUにおける単一預金保険制度（European Deposit Insurance Schemes : EDIS）⁸⁰の開始（launch）を2017年7月までの第1段階（Stage1）の取り組み⁸¹として提案した。

EUにおける単一預金保険制度については、2010年に欧州委員会が預金保険指令の改正案を提案した際に、その可能性⁸²について言及されていた。また、2012年6月にEU首脳会議で銀行同盟（Banking Union）が提唱された際にも、預金保険制度は、「監督」「破綻処理」と並んで、統合を進める構成要素の一つとして挙げられていた経緯がある。

⁷⁷ その際、EBAは多様なビジネスモデルのリスク・プロファイルについて十分に考慮するものとする、とされている。

⁷⁸ ジャン=クロード・ユンカー欧州委員会委員長、ユーロ圏首脳会議（the Euro Summit）のドナルド・トゥスク議長、ユーログループ（ユーロ圏財務相会議）のユルーン・ダイセルブルーム議長、マリオ・ドラギ欧州中央銀行総裁およびマルティン・シュルツ欧州議会議長

⁷⁹ http://ec.europa.eu/priorities/economic-monetary-union/docs/5-presidents-report_en.pdf

⁸⁰ EDISのメリットとして、現在の各国ベースの預金保険制度には脆弱性が残っており、EDISにより将来の危機に対する耐性が強化されること、また、リスク分散が図られ、金融セクターから徴収する保険料の規模（基金規模）がより大きくなることから、各国の財政に中立的であることが挙げられ、EDISが本格的に（fully-fledged）機能するまでには時間がかかるが、現在の法的枠組みの中で、2017年7月までに方向性を固める（合意する）べきとしている。尚、改正指令については、改正により各国の預金保険制度の調和（特に事前積立（pre-funding）による資金調達）が図られたが、いまま各国の裁量（discretion）が残っており、見直されるべきとしている。

⁸¹ EMUを深化させ、遅くとも2025年までに完成させるための計画として、タイムラインを3段階（Stage1「深化」（Deepening by Doing）、Stage2「EMUの完成」（completing EMU）、Final Stage「最終段階」）に分けて提示している。

⁸² 欧州委員会が提案した改正案では、単一預金保険制度は「Pan-EU DGS」と表記されていた。

しかし、その後、監督については欧州中央銀行（ECB）による SSM（Single Supervisory Mechanism）、破綻処理については SRM（Single Resolution Mechanism）によって一元化が図られたが、預金保険制度についての進展は見られていない⁸³。今回、EU レベルでの単一預金保険制度の創設を積極的に進めたいという政治的意志が改めて示されたものと言える。

このように、EU における預金保険指令は、今回の改正をもって完成されたものでなく、今後も状況にあわせて見直しが行われていくものと考えられ、その議論の行方を引き続きフォローしていく必要があるだろう。

以 上

⁸³ 指令の改正時（2014年）に欧州委員会が公表したFAQでは、「EUにおいて単一の預金保険制度を構築すべきか？」という問いに対し、「EUにおける単一の預金保険制度は、SSM・SRM（BRRD）といった銀行同盟の他の要素が整備された将来の時点で、その実現が選択肢となるかもしれない」とされていた。

参考 1 : Icesave 問題を巡る EFTA 裁判所の判決

世界的な金融危機の中でクロスボーダーでの保険金の未払問題が生じ、預金保険指令に関する国際的な訴訟に発展した事例として、Landsbanki（本店：アイスランド、2008年10月破綻）の在外（英国・オランダ）支店であった Icesave（アイスセーブ）の事例⁸⁴があるが、その経緯などは以下の通りである。

アイスランド政府⁸⁵は、1994年に制定された預金保険指令（以下「1994年預金保険指令」）に基づき預金保証スキーム（deposit-guarantee scheme : DGS）を法制化し、2000年1月に Iceland's Depositors' and Investors' Guarantee Fund（TIF）⁸⁶を発足させた⁸⁷。

2008年に入り、金融危機の拡大を受け、アイスランド政府は破綻銀行の預金を新しく設立する銀行に移管することを内容とする緊急経済法（Emergency Act）を制定（10月6日）し、翌7日には Landsbanki（Icesave の本店）の破綻に対し、緊急経済法に基づき、その国内預金を新銀行（New-Landsbanki）に移管した。その後、アイスランド政府は TIF に保険金の支払を命令（10月27日）したが、TIF は支払不能の状態にあった。

このため、英国・オランダ政府は、自国預金者保護の観点から TIF に代わり預金者に払い戻しを行い（英国では全額保護とし、同国の預金保険機関である FSCS が払い戻しを実行）、その後、TIF に代わって支払った部分の補償をアイスランド政府に求めた。

交渉を経て、3国の政府間で合意がいったん形成されたが、アイスランドの国民投票（2011年4月）は支払を拒否したため合意形成は不可能となり、EEA 域内のコンプライアンス担当部門である ESA（EFTA Surveillance Authority）は、

- ・1994年預金保険指令違反<争点1：保険金の未払い>
- ・1994年預金保険指令及び EEA 合意（EEA Agreement）に規定する「国籍による差別的取扱の禁止」違反⁸⁸<争点2>

を理由として、アイスランド政府が当時の保護上限額を支払う義務があることの確認を求め、EFTA 裁判所（EFTA Court）に提訴した（2011年12月）。

本訴訟に関し、EFTA 裁判所（EFTA Court）は、アイスランド政府に1994年預金保険

⁸⁴ アイスランドは EU 未加盟であるが、EU・リヒテンシュタイン・ノルウェーとともに EEA（European Economic Area：欧州経済圏）を構成し、重要な経済政策などは EU に準拠している。EEA では、EU の1994年預金保険指令に基づき、EEA 域内に本店を有する銀行の EEA 域内支店の預金は、本店所在地（ホーム国）の預金保険制度が保護することになっていた。

⁸⁵ Icesave のロゴを使用し、インターネットを使ったネット銀行として預金を受け入れていた。

⁸⁶ アイスランド法に基づく民間基金。

⁸⁷ 発足当時の保護上限額は1預金者あたり2万ユーロ。

⁸⁸ 国内預金者の預金は新銀行に移管され保護されたが、国外預金者の預金は保護されなかったとするもの。

指令違反はないとする決定⁸⁹を行った（2013年1月）。

決定では、争点1の1994年預金保険指令違反について、指令は「域内での銀行設立・営業の自由」と「金融システムの安定・預金者保護」の2つの目的を有するが、各国がどのような預金保険制度を導入するか〔単数/複数、民間ベース/公的機関など〕に関しては、各国の裁量にかなりの程度委ねられているとする。また、各国政府は（共通の保護上限額を有する）預金保険制度を公式に導入しなければならず、預金保険制度が適切に機能することを確実にするという点の監督責任も有するが、（預金保険機関の支払不能など）あらゆる場合に政府が補償しなければならないことまでが想定されているとはいえない、としている。

さらに、預金者が補償を求める権利は預金保険機関に対する権利であり、政府に対する権利ではない⁹⁰、預金保険機関の資金はその加盟金融機関が負担するものであり、政府が責任を有するものでない。そもそも、預金保険機関が支払不能になった場合の政府の対応について指令は明確に定めておらず、仮に政府がその支払不能に関して補償責任を有すれば、域内の競争条件に歪みをもたらし、モラル・ハザードの問題が発生する可能性もある、としている。

また争点2の「国籍による差別的取扱の禁止」違反については、指令との関連では、アイスランドの国内預金者の預金は政府がTIFに保険金の支払いを命ずる以前に新銀行に移管され、指令の適用対象にはなっていないこと、また、ESAはアイスランド政府に「アイスランド国外の預金者に対する保険金の支払い」という特定の債務（a specific obligation）の履行を求めるが、アイスランド政府が当該債務を履行したとしても、国内預金者と国外預金者が同等の取り扱いを受けることにはならないとした。

決定では、金融危機時にとりうる個別の政策において、各国政府は広範囲の裁量余地（a wide margin of discretion）を有しており、国内預金者を優先的に保護したアイスランド政府の措置には一定の合理性がある、としている。こうした背景には、1994年預金保険指令には金融危機（システミックな危機）が想定されておらず、金融危機における政府の対応も明確に規定されていなかったとの認識があったと思われる⁹¹。

⁸⁹ http://www.eftacourt.int/uploads/tx_nvcases/16_11_Judgment_EN.pdf

⁹⁰ この点で、改正指令においては、預金者が付保預金の補償（compensation）を求める権利は、DGSに対する権利であることが明記されている（9条1）。

⁹¹ 但し、金融危機を経て預金保険指令が改正され、他にもシステミックな危機を含めた金融機関の破綻処理の議論がその後大きく進展しており、現時点で同じような問題が発生すれば、異なる結論に至る可能性は高いと思われる。尚、TIFは、2015年9月に、アイスセーブに関する英国（FSCS）とオランダ銀行（オランダの中央銀行）の請求について、総額で200億アイスランド・クローナを支払い和解することで合意したことを公表した。

<http://www.tryggingarsjodur.is/Frett/17129/>

参考 2 : EBA による保険料の算出手法に関するガイドライン

EBA が公表したガイドラインにおける保険料の算定手法の概要は、以下の通りである。

算定式 (Calculation formula)

$$C_i = CR \times ARW_i \times CD_i \times \mu$$

C_i = 加盟金融機関 i の年間保険料

(Annual contribution for member institution i)

CR = 保険料率 (全加盟金融機関に対して同一の料率)

(Contribution rate = identical for all member institutions in a given year)

ARW_i = 加盟金融機関 i の集計されたリスク・ウェイト

(Aggregate Risk Weight for member institution i)

CD_i = 加盟金融機関 i の付保預金

(Covered deposits for member institution i)

μ = 調整係数 (加盟金融機関に対して同一の係数)

(Adjustment coefficient = identical for all institutions in a given year)

※ ARW_i は、加盟金融機関 i に関して集計されたリスク・スコア (Aggregated Risk Score : ARS_i) に基づき割り当てられる。 ARS_i は、リスク指標にウェイトを掛けたリスク・スコアを合計して算定され、次に ARS_i をベースとして金融機関に割り当てられる ARW_i が算定される。

※リスク指標に関し、次頁の「資本」「流動性・資金調達」「資産の質」「ビジネスモデル・マネジメント」「DGS にとっての潜在的な損失」の 5 つのリスク・カテゴリーを設定する。

※ ARS_i を ARW_i に変換する方式として、「バケット (bucket) 方式」と「スライディング・スケール (sliding scale) 方式」の 2 つが示されており、DGS は金融セクターの特性や加盟金融機関の多様性 (heterogeneity) の程度を考慮した上で、いずれかの方式を選択するとされている。

※ μ (調整係数) : DGS は、10 年以内に基金の積立目標 (付保預金の 0.8%) を達成する必要があるが、加盟金融機関のリスクの程度 (ARW_i により査定) と付保預金 (CD_i) の金額のみに基づいて保険料を徴収すると、当該年に必要とされる金額 (目標積立金額の 1/10) と乖離する可能性があるため、調整係数を導入し、乖離を補正する。

リスク・カテゴリー	コアとなるリスク指標	
1. 資本 (Capital)	レバレッジ比率 (Leverage ratio)	Tier 1 Capital / Total Assets
	自己資本比率 (Capital coverage ratio)	Actual CET1 ratio / Required CET1 ratio または Actual own funds / Required own funds
	CET1比率 (CET1 ratio)	Common Equity Tier 1 Capital / Risk Weighted Assets
2. 流動性・資金調達 (Liquidity and funding)	流動性カバレッジ比率 (LCR)	* EUレベル共通のLCRを定めた資本要件規則 (CRR)の完全施行までは、流動性資産比率 (Liquidity ratio)を暫定的な指標とする。 Liquid Assets / Total Assets * liquid assetsは、各国の定義に準ずる。
	安定調達比率 (NSFR)	EUレベルの共通の算定手法は検討中
3. 資産の質 (Asset quality)	不良債権比率 (NPL ratio)	Non-Performing Loans / Total Loans and Debt Instruments または Non-Performing Loans / Total Loans
4. ビジネスモデル・マネジメント (Business model and management)	総資産に占めるリスク加重資産 (RWA / Total assets)	Risk Weighted Assets / Total Assets
	総資産利益率 (RoA)	Net Income / Total Assets
5. DGSにとっての潜在的な損失 (Potential losses for the DGS)	担保差入れされていない資産 (対付保預金) (Unencumbered assets / Covered deposits)	(Total Assets - Encumbered Assets) / Covered Deposits

※DGS は、コアとなるリスク指標以外に、加盟金融機関のリスク・プロファイルの決定要因となる他のリスク指標がある場合、リスク指標を追加することができる⁹²。

※リスク指標は5つのカテゴリーに分類され、ウェイト全体(100%)のうち、コアとなるリスク指標の最小ウェイト(Minimum weight)は75%⁹³。最小ウェイト(75%)以外の25%については、DGSの裁量(追加的なリスク指標を採用する、コアとなるリスク指標のウェイトを高めるなど)が認められる。但し、コアとなるリスク指標及び各リスク・カテゴリーの最小ウェイトは維持する必要がある、最終ウェイト(100%)をコアとなるリスク指標のみで配分する場合には5つのリスク・カテゴリーのウェイトに個別の上限が定められる。

集計されたリスク・ウェイトに関する閾値 (Thresholds for aggregate risk weights)

ARWの下限は50%から75%の間、上限は150%から200%の間で設定されるべきである。但し、50%~200%の変動レンジでは、加盟金融機関のビジネスモデルやリスク・プロファイルの違いを十分に反映せず、モラル・ハザードをもたらす場合には、より広いレンジを適用することができる。

⁹² 追加的なリスク指標は、上記の5つのリスク・カテゴリーに分類されるが、どれにも当てはまらない場合に限り、「ビジネスモデル・マネジメント」のカテゴリーの指標に含まれる。

⁹³ 各カテゴリーで利用しないコアとなるリスク指標がある場合、該当のカテゴリーに割り当てられた最小ウェイトを維持するため、同じカテゴリー内で利用するリスク指標のウェイト配分を増やして調整する必要がある。

参考 3 : 預金者への周知を図るための情報提供

以下は、改正指令 Annex I で示されている預金者への情報提供を図るためのテンプレートであり、金融機関での口座開設時に預金者に交付し、その受領を確認する。

預金者に対する情報テンプレート（仮訳）

預金保護に係る基本情報	
〔預金取扱金融機関の名称を記載〕	〔関係する預金保証スキーム（Deposit Guarantee Scheme: DGS）の名称を記載〕 (1)
保護の限度	金融機関ごとに預金者 1 人当たり 10 万ユーロ(2) 〔ユーロが法定通貨ではない場合は相当額に変更〕 〔該当する場合〕以下の商標（trademark）は、預金者の預金取扱金融機関の一部である〔同一のライセンスにより営業している全ての商標を記載〕。
同一の預金取扱金融機関に複数の預金を保有している場合	当該預金取扱金融機関の全ての預金は「合算」(aggregated) され、その総額が 10 万ユーロ〔ユーロが法定通貨でない場合は相当額に変更〕の預金保護限度額の対象となります。(2)
共同名義口座 (joint account) を保有する場合	10 万ユーロ〔ユーロが法定通貨でない場合は相当額に変更〕の預金保護限度額が各預金者に適用されます。(3)
破綻が起きた場合の預金の払い戻し期間	7 営業日(4) 〔適宜他の期限に変更〕
払い戻し通貨	ユーロ〔該当する場合には他の通貨に変更〕
連絡先	〔関係する DGS の連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレスなど）を記載〕
追加情報	〔関係する DGS のウェブサイト情報を記入〕
預金者の受領確認	〔預金者のサインなど〕
追加情報（以下の全てまたは一部）	
<p>(1) 預金保護に責任を有するスキーム</p> <p>〔以下に該当する場合のみ〕あなたの預金は、DGS として公的に認定された契約スキーム（contractual scheme）により保護されます。破綻が起きた場合、預金は 10 万ユーロ〔ユーロが法定通貨でない場合は相当額に変更〕を上限として払い戻されます。</p> <p>〔以下に該当する場合のみ〕あなたが預金する預金取扱金融機関は、DGS として公的に認定された機関保護スキーム（Institutional Protection Scheme : IPS）の一部となっており、当該スキームの全てのメンバー機関は、破綻を回避するために相互援助を行っています。破綻が起きた場合、預金は 10 万ユーロ〔ユーロが法定通貨でない場合は相当額に変更〕を上限として払い戻されます。</p>	

〔以下に該当する場合のみ〕あなたの預金は、法定の DGS と契約上の DGS により保護されています。破綻が起きた場合、いずれにしても預金は 10 万ユーロ〔ユーロが法定通貨でない場合は相当額に変更〕を上限として払い戻されます。

〔以下に該当する場合のみ〕あなたの預金は、法定の DGS により保護されています。さらに、あなたが預金する預金取扱金融機関は、機関保護スキーム（IPS）の一部となっており、当該スキームの全てのメンバー機関は、破綻を回避するために相互援助を行っています。破綻が起きた場合、預金は<IPS ではなく>DGS により 10 万ユーロ〔ユーロが法定通貨でない場合は相当額に変更〕を上限として払い戻されます。

(2) 一般的な保護限度額

預金取扱金融機関が債務超過（insolvency）になり、預金の払い戻しができない場合、預金者は DGS から払い戻しを受けます。払い戻しは、金融機関あたり最大で 10 万ユーロ〔ユーロが法定通貨ではない場合は相当額に変更〕になります。このため、同一の預金取扱金融機関の全ての預金は、保護レベル（coverage level）を確定するために合算（aggregated）されます。例えば、ある預金者が 9 万ユーロを貯蓄口座（saving account）に、2 万ユーロを当座預金（current account）に保有している場合、その預金者には 10 万ユーロだけが払い戻されることになります。

〔以下に該当する場合のみ〕この方法<預金の合算>は、預金取扱金融機関が複数の商標（trademark）を使って営業している場合にも適用されます。本金融機関〔預金者が口座を保有する預金取扱金融機関名を記載〕は、〇〇〇〔当該金融機関が使用する全ての商標を記載〕にも基づいて営業しています。このため、これら（1 つあるいは複数）の商標により取り扱われる預金は、（合算されて）総額で 10 万ユーロを上限として保護されます。

(3) 共同名義口座（joint account）の保護限度額

共同名義口座の場合、預金保護限度額の 10 万ユーロは、各預金者に適用されます。

〔以下に該当する場合のみ〕但し、2 人以上の預金者で法人格を持たないビジネスパートナーシップ、組合（association）や類似の性質を持つグループのメンバーである口座の預金は合算され、10 万ユーロ〔ユーロが法定通貨でない場合は相当額に変更〕の計算上、単独の預金者（a single depositor）の預金として取り扱われます。

場合によっては〔国内法（national law）の規定を記載〕、預金は 10 万ユーロ〔ユーロが法定通貨でない場合は相当額に変更〕を超えて保護されます。詳細は以下〔関係する DGS のウェブサイト情報を記載〕で入手可能です。

(4) 払い戻し

責任を有する DGS は、[名称、所在地、電話番号、電子メールアドレスおよびウェブサイト情報を記載] です。当該 DGS は (10 万ユーロ [ユーロが法定通貨でない場合は相当額に変更] を上限として) ○日 [国内法に規定された払い戻し期間を記載] 以内に預金の払い戻しを行い、遅くとも [2023 年 12 月 31 日] より [7 営業日] 以内に払い戻しを行います。

[払い戻しを 7 営業日以内に行うことができない場合、緊急あるいは暫定的な払い戻し (emergency/interim payout) についての情報を追加]

上記の期限内に払い戻しが行われない場合、責任を有する DGS に連絡して下さい。一定の期間を経過すると、払い戻しの請求が受け付けられない可能性があります。詳細は、以下で入手可能です [責任を有する DGS のウェブサイト情報を記載]。

その他の重要情報

一般的に、全ての個人 (retail) 預金者および法人 (business) は、DGS により保護されています。付保対象外の預金については、責任を有する DGS のウェブサイトに記載されています。あなたが預金を保有する預金取扱金融機関は、預金者の依頼に基づき、特定の金融商品が付保対象であるかどうかについての情報を提供します。預金が付保対象である場合、預金取扱金融機関は口座明細書 (statement of account) 上でもその旨を確認します。

参考 4 : EU 加盟国における保護限度額（1人当たり GDP 比）

	付保限度額/1人当たりGDP (%)	
1	オーストリア	282
2	ベルギー	304
3	ブルガリア	1,870
4	クロアチア	1,016
5	キプロス	557
6	チェコ	731
7	デンマーク	233
8	エストニア	724
9	フィンランド	292
10	フランス	321
11	ドイツ	306
12	ギリシャ	631
13	ハンガリー	1,028
14	アイルランド	302
15	イタリア	397
16	ラトビア	906
17	リトアニア	861
18	ルクセンブルク	125
19	マルタ	603
20	オランダ	289
21	ポーランド	1,029
22	ポルトガル	665
23	ルーマニア	1,547
24	スロバキア	778
25	スロベニア	606
26	スペイン	473
27	スウェーデン	238
28	英国	354

(参考)

日本	247
米国	471
韓国	195

(2013年データに基づく)

出典 : Deposit Insurance Database, IMF Working Paper WP/14/118, July 2014

[参考文献]

- 井上武 (2014) 「欧州における銀行同盟の進展」、金融庁金融研究センター『ディスカッションペーパー』、2014年4月
- 鈴木敬之 (2013) 「EUにおける銀行同盟の議論」、『預金保険研究』第15号、2013年5月、預金保険機構
- 駐日 EU 代表部 (2014) 「EUの金融を安定に導く「銀行同盟」」『EU-Mag』、2014年4月
- 斉藤由理子、重頭ユカリ (2010) 『欧州の協同組合銀行』、2010年12月、日本経済評論社
- 中西優美子 (2012) 『法学叢書 EU法』、2012年4月、新世社
- 御船純 (2011) 「欧州における金融規制改革の動向—監督・セーフティネット・破綻処理—」、『預金保険研究』第13号、2011年5月、預金保険機構
- 森下哲朗「欧米における金融破綻処理法制の動向」、金融庁金融研究センター『FSA リサーチレビュー』第8号、2014年3月
- 鷺江義勝編著 (2009) 『リスボン条約による欧州統合の新展開—EUの新基本条約—』、2009年10月、ミネルヴァ書房
- Asli Demirgüç-Kunt, Edward Kane, and Luc Laeven, “Deposit Insurance Database”, IMF Working Paper (WP 14/118), July 2014, International Monetary Fund
- Bank of England, Consultation Paper (CP20/14), “Depositor protection”, October 2014, Bank of England, Prudential Regulation Authority
- Bank of England, Policy Statement (PS6/15), “Depositor and dormant account protection”, April 2015, Bank of England, Prudential Regulation Authority
- Bank of England, Supervisory Statement (SS18/15), “Depositor Protection”, April 2015, Bank of England, Prudential Regulation Authority
- Bank of England, Statement Policy, “Depositor Guarantee Scheme”, April 2015, Bank of England, Prudential Regulation Authority
- EFTA Court, JUDGMENT OF THE COURT (Case E-16/11), “Directive 94/19/EC on deposit-guarantee schemes – Obligation of result –Emanation of the State – Discrimination”, 28 January 2013
- European Banking Authority (2015) “Guidelines on methods of calculating contributions to deposit guarantee schemes”, EBA/GL/2015/10, 28 May 2015
- (2015) “Guidelines on payment commitment under Directive 2014/49/EU on deposit guarantee schemes”, EBA/GL/2015/09, 28 May 2015
- (2014) “Consultation Paper, Draft Guidelines on methods for calculating contributions to deposit guarantee schemes”, EBA/CP/2014/35, 10 November 2014

- European Commission (2015) “Five Presidents' Report sets out plan for strengthening Europe's Economic and Monetary Union as of 1 July 2015”, IP/15/5240, 22 June 2015
- (2014) “DIRECTIVE 2014/59/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and amending Council Directive 82/891/EEC, and Directives 2001/24/EC, 2002/47/EC, 2004/25/EC, 2005/56/EC, 2011/35/EU, 2012/30/EU and 2013/36/EU, and Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 648/2012, of the European Parliament and of the Council”
- (2014) “DIRECTIVE 2014/49/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on deposit guarantee schemes (recast) ”
- (2014) “Finalising the Banking Union: European Parliament backs Commission’s proposals (Single Resolution Mechanism, Bank Recovery and Resolution Directive, and Deposit Guarantee Schemes Directive)”, MEMO/14/119, 15 April, 2014
- (2014) “Deposit Guarantee Schemes – Frequently Asked questions-”, MEMO/14/296, 15 April, 2014
- (2014) “Banking union: restoring financial stability in the Eurozone” , MEMO/14/294, 15 April 2014
- (2014) “Deposit Guarantee Schemes–Frequently Asked questions”, MEMO/14/296, 15 April, 2014
- (2013) “Commissioner Barnier welcomes agreement between the European Parliament and Member States on Deposit Guarantee Scheme”, MEMO/13/1176, 17 December 2013
- (2013) “Commissioner Barnier welcomes trilogue agreement on the framework for bank recovery and resolution”, MEMO/13/1140, 12 December 2013
- (2010) “Commission proposes package to boost consumer protection and confidence in financial services”, IP/10/918, 12 July 2010
- (2009) “Review of Directive 94/19/EC on Deposit-Guarantee Schemes, Summary of the results of public consultation in spring/summer 2009”, 27 August 2009
- (2009) “Consultation Document, Review of Directive 94/19/EC on Deposit-Guarantee Schemes (DGS)”, 29 May 2009
- (2009) “DRAFT MINUTES, Informal Experts Roundtable on Deposit Guarantee Schemes (DGS) on 31 March 2009 on Brussels”, 27 April 2009
- (2009) “DIRECTIVE 2009/14/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 March 2009 amending Directive 94/19/EC on deposit-guarantee schemes as regards the coverage level and the payout delay”
- (2004) “DIRECTIVE 2004/39/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 April 2004 on markets in financial instruments amending Council

Directives 85/611/EEC and 93/6/EEC and Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 93/22/EEC”

————(1994) “DIRECTIVE 94/19/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 30 May 1994 on deposit-guarantee schemes”

————(1986) “87/63/EEC: Commission Recommendation of 22 December 1986 concerning the introduction of deposit-guarantee schemes in the Community”

European Parliament (2012) “EP adds pressure to break deadlock on bank deposit guarantee schemes directive”, Press Release (No.20120216IPR38344), 16 February, 2012

Financial Stability Board (2012) “Thematic Review on Deposit Insurance Systems”, February 8, 2012

————(2011) ” Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions” , October 2011

————(2011) “Consultative Document Effective Resolution of Systemically Important Financial Institutions Recommendations and Timelines”,19 July 2011

International Monetary Fund (2013) “European Union: Publication of Financial Sector Assessment Program Documentation—Technical Note on Deposit Insurance”, IMF Country Report (No. 13/66), March 2013

Patricia Wruuck, “Deposit guarantee reform in Europe: A systemic perspective”, Deutsche Bank AG, Deutsche Bank Research, December 19, 2014